

# 消防用設備等の点検・報告の流れ

## 点検 (内容と期間)

### ▶ 消防用設備等

#### ▶ 機器点検 (6月ごとに1回)

消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無、その他外観から判別できる事項、機能については外観から又は簡易な操作により判別できる事項を確認することです。

#### ▶ 総合点検 (1年ごとに1回)

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、総合的な機能を消防用設備等の種類に応じ、点検基準に従い確認することです。

### ▶ 特殊消防用設備等

▶ 設備等設置計画維持計画に定める点検基準に従い確認することです。

不良箇所

整備

▶ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備(軽微な整備を除く。)は、消防設備士でなければできません(消防法施行令第36条の2)。

## 点検済票の貼付

- ▶ 法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票(ラベル)を消防用設備等の定められた位置に貼付します。
- ▶ 点検済票(ラベル)は、都道府県の消防設備協会に登録した表示登録事業者に交付されます。



## 点検結果 報告書の作成

- ▶ 点検した結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します。
- ▶ 点検結果報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は、定められています(昭和50年消防庁告示第14号、平成16年消防庁告示第9号)。

## 報告

### ▶ 消防用設備等 (消防法施行規則第31条の6第3項)

- ▶ 特定防火対象物=1年に1回(百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店、地下街など)
- ▶ 非特定防火対象物=3年に1回(工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など)

### ▶ 特殊消防用設備等 (消防法施行規則第31条の6第3項)

▶ 設備等設置維持計画に定める期間ごと

## 報告先

- ▶ 防火対象物の関係者(所有者、占有者、管理者)が、各消防署へ直接提出。



## 防火対象物の関係者に対する罰則

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金 (消防法第44条第11号、第45条第3号)